



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京 都 労 働 局 発 表
令和4年9月9日(金)
午前10時00分 解禁

担
当

労働基準部 賃金室
室 長 笠原勝
賃金指導官 林日出夫
電話 075 - 241 - 3215

京都府最低賃金の改正決定（官報公示）について

10月9日から時間額968円に

京都労働局（局長 赤松俊彦）は、令和4年8月10日に京都府最低賃金審議会から答申を受けた京都府最低賃金の改正決定に関して、その後、異議申出の受付、異議の取扱いに係る同審議会への諮問、審議会での審議及び京都労働局長への答申等、所要の手続きを経て、本日（9月9日）現行の京都府最低賃金（時間額937円）を31円引上げて時間額968円にする旨の改正決定を行うとともに、官報公示を行いました。

改正された京都府最低賃金は、令和4年10月9日から発効となります。

京都府最低賃金は、府内のすべての事業場で働く労働者に適用されます。

【決定までの経過】

- 令和4年6月28日、京都労働局長は京都府最低賃金審議会に対して京都府最低賃金の改正決定に係る調査審議を求めた（諮問）。
- 同審議会はこれを受けて、中央最低賃金審議会から示された「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」を参考とし、調査審議を重ねた結果、令和4年8月10日に答申がまとめられた。
- 答申に対する異議申出については、申出期限までに2件の異議申出書を受理し、当該異議申出の内容について審議した結果、同審議会から「令和4年8月10日付け答申どおり決定することが適当」との答申を受けた。
- 以上の手続きを経て、京都労働局長は令和4年9月9日、京都府最低賃金の改正決定を行うとともに、官報公示を行った。

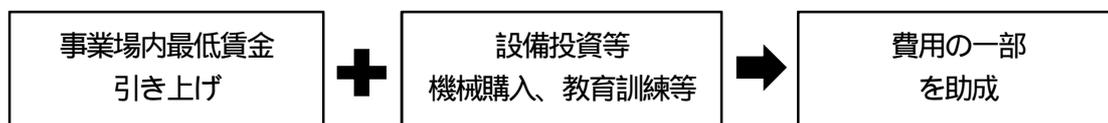
なお、9月1日以降、事業場内の最低賃金の引き上げを行う中小企業事業主に対する業務改善助成金が、利用しやすいように改正されています。

【参考1】京都府最低賃金の過去の改正状況

年度	最低賃金額	引上げ額	引上げ率(%)
平成 25 年	773	14	1.84
平成 26 年	789	16	2.07
平成 27 年	807	18	2.28
平成 28 年	831	24	2.97
平成 29 年	856	25	3.01
平成 30 年	882	26	3.04
令和元年	909	27	3.06
令和 2 年	909	0	0.00
令和 3 年	937	28	3.08
令和 4 年	968	31	3.31

【参考2】業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される「特例コース」が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者にも、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

詳しくは、[こちら](#)

[業務改善助成金](#)

[検索](#)